



山形県公報

平成25年12月27日(金)

号 外 (45)

目 次

条 例

- 山形県職員定数条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 3
- 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (河 川 課) …同
- 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例…………… (会 計 局) … 4
- 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例…………… (警 察 本 部) …同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員定数条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (人事課)
 - 1 地域主権時代の県政運営指針(山形県行財政改革推進プラン)に基づき職員数を削減したこと等により、職員の定数を引き下げることにした。(第2条関係)
 - 2 地方自治法の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員及び公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員を定数外の職員とすることにした。(第4条関係)
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (人事課)
 - 1 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大することにした。(第13条の10第1項関係)
 - 2 平成26年4月1日において45歳に満たない一定の職員等の号給について、同日における号給の1号給(同日において39歳である職員等にあつては、2号給)上位の号給とすることにした。(附則第23項関係)
 - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (河川課)

河川法の規定により流水の占用の登録を受けた者から流水占用料を徴収することとした。
- ◇ 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (会計局)
 - 1 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間における延滞金の額は、年7.25パーセントの割合で計算した額とすることにした。(第3条関係)
 - 2 当分の間、山形県税外収入金延滞金等徴収条例第3条の規定にかかわらず、延滞金の額を計算するための割合については、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とすることにした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第56号）（警察本部）
地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）に基づき職員数を削減したこと
により、その他の職員の定数を引き下げることにした。

条 例

山形県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,321」を「4,139」に、「2,303」を「2,022」に、「6,789」を「6,326」に改め、同条第5号中「300」を「297」に改める。

第4条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条第8項中「第4条第5号」を「第4条第7号」に改める。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の10第1項中「に規定する」を「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する」に改める。

附則第23項の見出し中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に改め、同項中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「38歳」を「45歳」に、「という。」を「という。」並びに平成25年4月1日における号給の調整の状況に、「37歳に満たない」を「39歳である」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第13条の10第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県河川流水占用料等徴収条例（平成12年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「許可（）」を「許可並びに同法第23条の2の規定による登録（）」に、「占用の許可」を「占用の許可等」に改める。

第4条第1項中「占用の許可」を「占用の許可等」に改め、同項ただし書中「当該許可」を「当該占用の許可等」に改める。

別表第1の備考第1項中「占用の許可」を「占用の許可等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例

山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和26年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の割合」を「（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「340人」を「337人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。